

企画競争実施の公示

令和元年6月14日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

2019年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「訪日外国人消費額及び周遊動向等実態調査事業」

(2) 業務内容等

【業務の目的】

国は、観光立国推進基本計画に基づき、2020年に訪日外国人旅行者数4000万人、外国人旅行消費額8兆円等の目標を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等の施策を積極的に推し進めている。

一般社団法人山陰インバウンド機構においては、2019年度（4月～3月）には、30万人延べ泊以上、2020年度に40万人延べ泊以上の達成を目標に掲げ、増加する外国人旅行者のニーズに的確に対応し、地方のインバウンド消費へつなげていくこととしている。

本事業では、山陰を訪れている外国人旅行者の訪問動機、周遊動線、行動、消費等を調査し、山陰での実態を把握すると共に、既存のビッグデータにより、国別、地域別の入出国空港や移動経路などを把握・分析し、山陰地域における戦略立案に繋げるために実施する。

【業務の内容】

別紙、説明書による。

【成果物の提出方法】

別紙、説明書による。

(3) 履行期限

令和2年3月10日（火）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは

は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和元年6月24日(月)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 持参もしくは郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件:完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額:2,000万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
 - ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
 - ・問い合わせ先:3.(1)に同じ(担当:河合、小柴)
 - ・問い合わせ方法:電話又は来訪
 - ・問い合わせ期間:公示の日から、3.(3)に記載の提出期限までなお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

※本事業は、当機構が国の補助金の交付決定を受けて実施するものであり、国から交付決定がなかった場合、あるいは予算額に変更があった場合には契約しないことがあります。

説 明 書

1. 業務名

2019年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「訪日外国人消費額及び周遊動向等実態調査事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和2年3月10日

3. 業務の目的

国は、観光立国推進基本計画に基づき、2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人、外国人旅行消費額8兆円等の目標を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等の施策を積極的に推し進めている。

一般社団法人山陰インバウンド機構においては、2019年度（4月～3月）には、30万人延べ泊以上、2020年度に40万人延べ泊以上の達成を目標とし、増加する外国人旅行者のニーズに的確に対応し、山陰地域のインバウンド消費へつなげていくこととしている。

この目標達成のためには、今後実施する施策の裏付けとなる訪日外国人の消費額及び周遊動向等の継続的な把握が不可欠であり、本事業において、山陰を訪れている外国人旅行者の訪問動機、周遊動線、行動、消費等を調査し、山陰での実態を把握すると共に、既存のビッグデータにより、国別、地域別の入出国空港や移動経路などを把握・分析し、山陰地域における戦略立案に繋げる。

4. 業務の内容

(1) 山陰を訪れている外国人旅行者の実態調査（1次データ）

空港・港・駅、宿泊施設、観光案内所、観光施設等の主要アクセスポイントでヒアリング調査等を実施することで、山陰を訪れている外国人の実態を継続的に把握する。

① 調査対象

山陰へ訪問した訪日外国人

② 実施期間

令和元年7月～令和2年2月末

③ 調査場所

山陰地域の自治体や、DMOとのデータ共有することを想定し、山陰を訪れた外国人旅行者の実態が効果的に調査できる場所（空港、港、駅、宿泊施設、観光案内所など）

④ 調査内容

山陰地域における戦略立案上必要な調査項目（旅行形態、訪問動機、行動・消費など）

⑤ 調査サンプル数

1,000以上

(2) 山陰地域における戦略立案上必要なデータの活用

山陰地域における戦略立案上、必要な最新データ（訪日外国人消費動向調査などの各種統計データや「Visit San'in Tourist Pass」、GPS位置情報や携帯電話ローミング情報のビッグデータ等）を活用し、国別・地域別の入出国空港や移動経路などを把握・分析する。

① 対象エリア

山陰地域を中心とした国内（戦略立案上不要なエリアは除く）

② 対象データ

分析をする上で入手可能な複数の2次データもしくは3次データ等
（活用する既存データ種類：3種以上）

③ 対象国・地域

山陰地域においてターゲットとする国・地域
（韓国、香港、台湾、中国、欧米豪、東南アジア）

④ 対象期間

分析をする上で適切で可能な限り最新のデータ

(3) 全体分析

- ・実態調査及び既存データを基に山陰地域における戦略立案に適した手法による分析を行い、山陰地域における戦略立案に繋げる内容とすること。
- ・鳥取・島根両県及び地域連携DMO等とのデータ共有を想定したデータの取りまとめを行うこと。
- ・実態調査について随時報告を行うと共に、本事業による調査結果及び分析内容を後述の事業実施報告書により取りまとめること。

5. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）及び電子データ
- ・実態調査結果を整理した電子データ
- ・活用した既存データ（形式は何らかの方法で参照できること）

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和2年3月10日（火）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること

6. その他

- (1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。